

【許可条件】

- 1 設置管理期間中は、公園の指定管理者とは、常時、十分に連絡調整を行い、指定管理者の事業運営及び公園利用者の一般利用に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- 2 設置管理期間中における事故については、申請者の責任と負担において一切処理すること。
- 3 公園施設等を損傷又は破損したときは、申請者において速やかにこれを修理又はその損害を賠償すること。
- 4 設置管理する公園施設については、巡視による日常点検のほか、年 1 回以上、適切な時期に目視その他適切な方法により安全点検を実施し、常に安全上及び衛生上必要な構造を有するよう維持すること。
- 5 前項の点検の結果、公園施設に損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、速やかに修繕等の必要な措置を講ずること。
- 6 設置管理する物件を変更又は撤去する場合は、事前に協議を行い、所長の指示及び確認を受けること。
- 7 次の各号の一に該当するときは、設置管理の全部若しくは一部を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、申請者が設置した施設（以下この項において「設置施設」という。）の改築、移転若しくは除却、設置施設により生ずべき損害を予防するため必要な措置を講ずること、若しくは設置管理場所を原状に回復することを命ずることができる。
 - (1) 都市公園法（政令、規則を含む。以下同じ。）、埼玉県都市公園条例（規則を含む。以下同じ。）の規定に違反したとき
 - (2) この許可条件に違反したとき
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの許可を受けたとき
 - (4) 埼玉県において設置の場所を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき
- 8 前項の規定により、設置管理許可を取消し又は変更した場合、埼玉県はその取消し又は変更によって生じた損失を補償しない。
- 9 設置管理者は、設置管理期間が満了したとき又は第 7 項の規定により設置管理許可を取り消されたときは、自己の責任と負担において所長の指定する期限までに設置場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、別に所長が承認したときはこの限りでない。
- 10 許可の更新については、許可期間満了日の 1 か月前までに申請書を提出すること。
- 11 設置管理する公園施設の存する市町において震度 5 弱以上を観測した場合は、直ちに施設の安全点検を実施し、その結果を速やかに県に報告すること。
- 12 都市公園法、埼玉県都市公園条例、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促

進に関する法律、埼玉県景観条例等事業の実施にあたり関係する法令及びこの許可条件を遵守すること。